

八戸地域防災協会 会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、八戸地域防災協会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、八戸地域広域市町村圏事務組合（以下「事務組合」という。）消防本部予防課内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、各事業所等において災害防止に努め、地域の防災思想の普及高揚を図り、災害のない安全な地域づくりを推進するため、会員相互が協力し各種事業を行なうことにより、地域社会の安全と社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 地域の防火防災思想の普及高揚に関すること。
- (2) 防火管理の基礎的・総合的な研究に関すること。
- (3) 消防設備の基礎的・総合的な研究に関すること。
- (4) 自衛消防組織の基礎的・総合的な研究に関すること。
- (5) 災害発生時の相互協力に関すること。
- (6) 防災機器等の寄贈に関すること。
- (7) 防災活動に積極的にあたり功労のあった個人又は団体の表彰に関すること。
- (8) 地域の自主防災組織等との連携・支援・協力に関すること。
- (9) その他本会の目的達成のため必要と認める事項

第3章 会 員

(会員)

第5条 本会員の入会資格は、次のとおりとする。

- (1) 事業所等において防火管理者として選任されている者又は消防法（昭和23年法律第186号）第8条による防火管理者の資格を有する者
- (2) 消防設備関連業種団体を構成する個人及び事業所並びに消防法に基づく有資格者
- (3) 石油類貯蔵事業所等における個人及び事業所
- (4) その他地域防災に関連する個人又は団体で、会長の承認を受けたもの

(入会)

第6条 入会は、会費を納入することによって認められる。

(退会)

第7条 会員が退会しようとするときは、本会に申し出なければならない。

- 2 会員が死亡したときは退会したものとみなす。
- 3 年会費を3年間納付しない会員は、次年度において、自動的に退会とする。

第4章 役員

(役員の種類及び選任)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 11人以内
- (3) 理事 22人以内
- (4) 監事 3人
- (5) 参与 若干人

2 会長は、総会において会員の中から選任する。

3 副会長は、本会則第15条で定める各部会において、第1項に定める人数内で選出又は補充されるものとし、会長がこれを委嘱する。なお、各部会における選出人数は細則で定める。

4 理事は、次の各号により定めるものとする。

(1) 本会則第15条で定める各部会において、第1項に定める人数内で選出又は補充されるものとし、会長がこれを委嘱する。なお、各部会における選出人数は細則で定める。

(2) 前号によるもののほか、次に掲げる団体の長を会長が委嘱する。

ア 八戸地域幼年消防クラブ連絡協議会

イ 八戸地域少年消防クラブ育成協議会

ウ 八戸地域女性消防クラブ協議会

5 監事は、会長が会員及び有識者の中から、総会の同意を得てこれを選任する。

6 参与は、会長が前会長及び協会に必要と認められる者に、これを委嘱する。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し会務を統理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 理事は、重要会務を議決し、議事案の対策推進にあたる。

4 監事は、会計を監査する。

5 参与は、総会、理事会において、必要に応じそれぞれの立場から意見を述べるができる。

(役員任期)

第10条 参与を除く役員任期は2年とする。ただし、補欠により選任又は委嘱された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 事務組合管理者
- (2) 事務組合消防長
- (3) 八戸市消防団長

3 顧問は、会長の諮問に応ずる。

第5章 会議

(会議の種類及び招集)

第12条 会議は、総会及び理事会とし、会長がこれを招集する。

(総会)

第13条 総会は、毎年1回以上これを招集して次の事項を議決する。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 事業計画に関すること。
- (3) 会則の変更等に関すること。
- (4) その他会長が必要と認めた事項に関すること。

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、理事及び参与をもって組織する。

2 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

3 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出すべき議案及び研究事案に関すること。
- (2) 事業計画の実施運営に関すること。
- (3) 総会を招集する暇なきと認めた重要事案に関すること。ただし、この場合は総会に報告し承認を必要とする。
- (4) 懸案事項の推進処理方針及び措置対策に関すること。
- (5) その他会長が必要と認めた事項に関すること。

(部会)

第15条 本会に、第4条に掲げる事業を行うため部会を設置するものとし、その構成は八戸部会、八戸東部会、三戸部会、五戸部会及びおいらせ部会とする。

2 第1項に定める部会は、事務組合各消防署の管轄区域を基本とし事業を行うものとする。

3 部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、各部会において選出する。

5 部会の会議は、部会ごとに部会長が招集する。なお会議の構成員は、本条第4項の規定に基づき選出された部会長及び副部会長並びに当該会員をもって組織するものとする。

6 部会長及び副部会長は、本条第8条に定める役員のうち副会長又は理事を兼ねるものとする。なお、各部会におけるそれぞれの役職にかかる人数は、細則に定める。

(議事)

第16条 会長は、会議の議長となる。ただし、部会の議長は部会長がこれにあたる。

2 会議の議事は、出席者の過半数をもって議決する。可否同数の場合は、議長がこれを決するものとする。

(書面会議の議事)

第16条の2 会長は、やむを得ない理由により会議を開催することが困難であると認めるときは、書面で意見を聴取できるとともに議決に代えることができるものとする。

2 前項に規定する議決については、前条第2項の規定を準用する。

第6章 会費及び会計

(経費)

第17条 本会の経費は、会費及び助成金寄付金その他の収入をあてる。

(会費)

第18条 本会の会費は、年額10,000円とする。ただし、公的機関、町内会等については、年額5,000円とする。

2 特別の理由があるときは、会費のほか実費負担として特別に徴収することができる。

3 納入した会費は、理由のいかんを問わず返還しない。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第7章 旅 費

(旅費)

第20条 本会の会員が会務で八戸地域広域圏外に出張するときは、出張旅費を支給する。なお、支給基準については、細則で定める。

第8章 雑 則

(細則の制定)

第21条 この会則の施行に関して必要な細則は、理事会の議決を経て会長が別に定めるものとする。

附 則

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

この会則は、平成24年5月23日から適用する。

この会則は、令和元年5月23日から適用する。

この会則は、令和3年5月20日から適用する。